

● 障害程度基準表

手帳等の種類	障害の記載内容	級別等及び区分	有効期限
身体障害者手帳	両下肢体幹障害 移動機能障害	1級・2級	交付の日から7年
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級・3級	
	免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5	交付の日から介護保険被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで